

2 一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理の推進

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>消費者庁（景品表示法を所管）、農林水産省（JAS法を所管）、厚生労働省（食品衛生法及び健康増進法（平成14年法律第103号）を所管）、都道府県及び市町村の食品表示行政の担当部門（これら4法の担当部門）等（注1、2）は、食品表示関係法令に定められた食品の表示基準や表示禁止事項に関し、一般消費者等から不適正な食品表示に関する情報等を受け付け、措置が必要な案件について当該措置を行っている。</p> <p>一方、「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合による「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日）において、緊急に講ずる具体的な施策の一つとして、「不適切な食品表示に関する監視を強化するため、（中略）不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとる。（20年度）（公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省）」とされている。</p> <p>（注1） 内閣府食品安全委員会、農林水産省、都道府県・市町村の消費者相談部門、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいても、食品表示に関する苦情等を受け付けている。</p> <p>（注2） 前述のとおり、JAS法等の消費者行政に係る法令の全部又は一部は、平成21年9月に設置された消費者庁に移管されており、健康増進法に関しては、誇大表示の禁止（第32条の2）、誇大表示違反に対する勧告・命令（第32条の3第1項及び第2項）等の事務が、厚生労働省から消費者庁に移管された。</p>	<p>表2-①</p>
<p>【調査結果】</p> <p>(1) JAS法関係</p> <p>農林水産省は、食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受け付けるため、農林水産省本省（消費・安全局表示・規格課）のほか、農政局・事務所に食品表示110番を設置（平成14年2月）している。</p> <p>平成16年度から19年度までの9農政局・事務所における食品表示110番の受付実績の推移をみると、平成16年度4,265件に対して19年度8,414件へと約2倍に増加している。</p> <p>これらのうち一般消費者等から提供された疑義情報についてみると、平成16年度318件に対して19年度1,280件へと約4倍に増加している。</p> <p>今回、9農政局・事務所における食品表示110番の設置状況及び受け付けた情報の処理状況を調査した結果、次の状況がみられた。</p> <p>① 9農政局・事務所における情報の受付方法については、電話、ファクシミリ、郵便及び来訪による受付をすべての農政局・事務所で行っている。しかし、電子メールによる受付は、東北農政局、東京農政事務所、北陸農政局、東海農政局、広島農政事務所（表示・規格課）及び福岡農政事務所で行っているものの、北海道農政事務所、大阪農政事務所、広島農政事務所（地域課）及び香川農政事務所では行っていない。</p> <p>また、インターネットホームページ等による一般消費者等への情報提供窓口の周</p>	<p>表2-(1)-①</p> <p>表2-(1)-②</p> <p>表2-(1)-③</p>

知方法をみると、同一農政局・事務所の表示・規格課と地域課とは双方とも同じ方法によって周知すべきと考えられるが、東北農政局及び香川農政事務所を除く7農政局・事務所では、表示・規格課について周知されているが、地域課について周知されていない。特に、東海農政局については、いずれの方法によっても周知されていない。

- ② 食品表示110番において疑義情報を受け付けた場合の処理手順については、「食品表示110番対応マニュアル」（平成19年7月27日消費・安全局表示・規格課制定。以下項目2において「110番マニュアル」という。）に定められており、農政局・事務所では、110番マニュアル（注）に基づき、当該情報の処理を行っている。

（注） 110番マニュアルには、平成19年6月に発覚したミートホープ株式会社（食肉加工卸売業者）による食肉偽装事件において、i）北海道農政事務所から北海道への情報の回付に時間が掛かっていたこと、ii）北海道への情報の回付が適切に行われていなかったこと、iii）農林水産省は、国の監視・指導の対象である全国事業者として取り扱う方針としたが、JAS法に基づく具体的な調査を行わなかったこと等の問題点が指摘されたことから、食品表示110番の疑義情報の受付処理及び都道府県関係部局等への情報の回付、その後のフォローアップについて記載されている。

農林水産省は、食肉偽装事件（いわゆるミートホープ事件）に係る同省の対応の問題を契機に、一般消費者等から食品表示110番に寄せられた情報を、関係機関に迅速に回付することが、不適正表示の改善を図る上で重要であると認識し、110番マニュアルにおいて、農政局・事務所が情報を受け付けた日から関係機関へ回付する日までの標準処理期間（5日間以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））を設定している。

110番マニュアルでは、食品表示110番の情報の受付及びその情報の回付が適切に行われているかをチェックするため、農政局・事務所に進行管理責任者を置くとともに、受付者は受付案件ごとに「進行工程管理チェックシート」を作成し、当該チェックシートの確認項目に照らして対応が適切に行われているかを受付者自身でチェックし、進行管理責任者に報告することとされている。

しかし、9農政局・事務所における進行工程管理チェックシートの記載状況を調査したところ、平成19年8月から20年7月までの間に受け付けた疑義情報のうち当該チェックシートが当省に提出された552件中170件（30.8%、1つのチェックシートにおける複数の「記録の不備」をそれぞれ計上した場合の延べ件数は190件）において、チェック欄が空欄となっている、受付者と進行管理責任者が同一となっているなどの記録の不備があり、受付事案の進行管理が適正に行われていない状況がみられた。

また、110番マニュアルでは、「農政局等は、標準処理期間を超えた場合はその都度超過した原因を検証し、年度ごとに管内の農政事務所における標準処理期間を超えた案件を「食品表示110番（情報提供）標準処理期間超過案件検証報告書」に取りまとめ、超過した原因を検証するとともに対応策を検討するものとする」とされている。

しかし、今回調査した9農政局・事務所について、平成19年8月から20年7月までの間の「食品表示110番（情報提供）標準処理期間超過案件検証報告書」を農林水産省本省から入手し、当省が把握した39件の標準処理期間の超過案件（注）と

表2-(1)-④

表2-(1)-⑤

表2-(1)-⑥

突き合わせたところ、2件の把握漏れがみられた（大阪農政事務所1件及び広島農政事務所1件）。

(注) 9農政局・事務所において、平成19年8月から20年7月までの間に、一般消費者等から受け付けた疑義情報1,390件のうち関係機関に回付した855件について、当該情報の受付から回付までの期間をみたところ、標準処理期間を超えているものが39件(4.6%)あった。

表2-(1)-⑦

- ③ 農政局・事務所が、疑義情報を食品表示110番で受け付けた場合、その表示状況を確認するため、速やかに当該店舗等において確認を行うことが不適正表示の早期是正を図る上で重要であると考えられる。

しかし、9農政局・事務所が平成19年8月から20年7月までの間に受け付けた疑義情報1,390件から抽出した593件のうち、現地確認が行われた143件について、当該情報の受付から現地確認までの期間をみたところ、7日間以上を要しているものが36件(25.2%)みられた。

表2-(1)-⑧

(2) 食品衛生法関係

食品衛生法に基づく食品の監視指導を行っている都道府県等においても、食品衛生に関する相談窓口が設置されており、これらの窓口において食品表示に関する事項を含む食品衛生法全般に係る相談を受け付けている。しかし、厚生労働省は、一般消費者等から受け付けた疑義情報の処理について、都道府県等に対し、その方針を示していない。

今回、18都道府県等の食品衛生法担当部局における疑義情報の処理状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 一般消費者等から食品表示に関する疑義情報を受け付けた場合は、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、速やかに現地確認を行うことが不適正表示の早期是正を図る上で重要であると考えられる。

今回調査した18都道府県等が平成19年8月から20年7月までの間に受け付けた食品衛生法等に係る食品表示の疑義情報について、

i) 9都道府県の食品衛生法担当部局が受け付けたものから当省が抽出した310件のうち現地確認が行われた163件について、受付から現地確認までの期間をみたところ、7日間以上を要しているものが28件(17.2%)、

表2-(2)-①

ii) 同様に、9市区の食品衛生法担当部局が受け付けたものから当省が抽出した223件のうち現地確認が行われた214件では、7日間以上を要しているものが30件(14.0%)

表2-(2)-②

みられた。

これら58件について、その理由を調査したところ、合理的な理由がなく、速やかに現地確認が行われていないものがみられた。

- ② 9都道府県の食品衛生法担当部局が平成19年8月から20年7月までの間に受け付けた疑義情報のうち、関係機関に回付すべきものは、他の都道府県に所在する事業者の食品衛生法に係るもの76件、JAS法に係るもの35件、景品表示法に係る

表2-(2)-③

もの3件、その他1件であった。これらの情報の受付から関係機関への回付までの期間は、平均2.0日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）となっている。

そこで、これら115件について、農林水産省が110番マニュアルにおいて情報の受付から関係機関への回付までの標準処理期間として定めている5日間以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に処理されているかみたところ、これを超えているものは、東京都2件及び大阪府4件、計6件（5.2%）であった。

同様に、9市区の食品衛生法担当部局が受け付けた疑義情報のうち、関係機関に回付すべきものは、他の市区に所在する事業者の食品衛生法に係るもの47件、JAS法に係るもの19件、景品表示法に係るもの1件、その他1件であった。これらの情報の受付から関係機関への回付までの期間は、平均2.5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）となっている。

また、これら68件について、同様に、5日間以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に処理されているかみたところ、これを超えているものは、札幌市2件、仙台市1件及び大阪市1件、計4件（5.9%）であった。

表2-(2)-④

(3) 健康増進法関係

厚生労働省は、全国7か所の地方厚生局において、健康増進法第32条の2第1項で禁止されている食品の健康保持増進効果等に係る虚偽誇大広告等に関する相談を受け付けている。

また、都道府県等においても、食品の健康保持増進効果等に係る虚偽誇大広告等に関する相談を受け付けている。

今回調査した7地方厚生局が平成20年4月から20年7月までの間に一般消費者等から受け付けた疑義情報の他の食品表示関係機関への回付状況を調査したところ、5地方厚生局で7件あった。

これらのうち、情報の受付から関係機関への回付までの期間が確認できた6件について、5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を超えているものは2件（関東信越厚生局1件及び九州厚生局1件）となっている。

同様に、18都道府県等の健康増進法担当部局が受け付けた疑義情報の回付状況を調査したところ、6件（北海道2件、大阪府3件及び福岡県1件）であった。

これらのうち、情報の受付から関係機関への回付までの期間が確認できた4件についてみたところ、5日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を超えているものは3件（北海道2件及び大阪府1件）となっている。

表2-(3)-①

表2-(3)-②

表2-(3)-③

表2-(3)-④

(4) 景品表示法関係

景品表示法を所管していた公正取引委員会は、関東甲信越地方を管轄する事務総局経済取引局取引部消費者取引課景品表示監視室と、全国7か所の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下項目2において「景品表示監視室等」という。）で、景品表示法に定める不当表示の禁止等に係る質問、相談及び申告を受け付けていた。

景品表示法では、すべての商品又は役務（サービス）をその規制の対象としており、この中に食品表示に係る不当表示が含まれる。

今回、景品表示監視室等における食品表示に関する疑義情報の処理状況を調査した結果、次の状況がみられた。

- ① 一般消費者等から食品表示に関する疑義情報を受け付けた場合、すぐに消費あるいは廃棄されてしまうという食品の特性から、速やかに措置を行うことが不適正表示の早期是正を図る上で重要であると考えられる。

景品表示監視室等が平成19年8月から20年7月までの間に他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報31件について、措置（調査の開始、関係機関への通知又は参考情報として保管することをいう。以下項目2において同じ。）方針の決定を行うまでの期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）を調査したところ、20日間以上を要したものが3件みられ、最長で49日間を要したものが1件あった。

表2-(4)-①

表2-(4)-②

- ② 同様に、一般消費者等から受け付けた疑義情報のうち、他の食品表示関係機関に回付すべきものは24件あり、これらの情報の受付から関係機関への回付までの期間は、平均31.5日間となっている。

表2-(4)-③

表2-(4)-④

公正取引委員会が関係機関に疑義情報を回付する場合、他法令の案件については、基本的に景品表示法上の措置を採らないことを確定するため、また、都道府県の景品表示法担当部局に回付する案件については、同じ法律の所管機関として調査に値する相応の疑義があることを確認するため、当該案件を端緒会議（毎月1回開催）に諮るなどして、回付を行っていた。

- ③ 平成21年9月、景品表示法が公正取引委員会から消費者庁に移管されたことを受けて、消費者庁は、以下のとおり、情報の処理手続の見直しを行っている。

i) 景品表示法に係る疑義情報については、その措置方針を決定する端緒会議の開催周期を毎月1回から毎週1回に短縮するほか、回付元の他法令の関係機関が景品表示法との共同処理を検討している場合や、その他緊急を要する場合は、即時に措置方針を決定すること。

ii) 食品表示に係る他法令の関係機関に回付すべき疑義情報については、受理した翌日までに回付すること。

なお、上記の見直しの効果について検証するため、消費者庁が設置された平成21年9月から22年1月までの間に他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報14件の処理状況を調査したところ、同庁の設置直後に「景品表示法違反事件システム」に障害が発生し、処理手続が数か月停滞した影響などから、平均処理期間は14.5日間となっている。一方、上記と同じ期間に、一般消費者等から受け付けた疑義情報のうち、他の食品表示関係機関に回付すべきもの7件の処理状況を調査したところ、平均処理期間は5.1日間となっており、処理の迅速化が図られていた。

表2-(4)-⑤

表2-(4)-⑥

表2-(4)-⑦

表2-(4)-⑧

【所見】

したがって、消費者庁及び農林水産省は、一般消費者等から提供された疑義情報の迅速かつ適切な処理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報について、その措置を迅速に行うことを徹底するため、その結果について確認・点検を実施すること。

また、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、関係機関に迅速に回付することを徹底するため、その結果について確認・点検を実施すること。(消費者庁)

- ② 都道府県等の食品衛生法担当部局に対し、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、その事実確認等を行った上で現地確認を迅速に行うこと及び関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導するとともに、その結果について確認・点検を実施するよう指導すること。(消費者庁)
- ③ 地方厚生局及び都道府県等の健康増進法担当部局に対し、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導すること。(消費者庁)
- ④ 農政局・事務所における食品表示 110 番の受付及び周知の方法の実態を把握するとともに、一般消費者等の利便に資するため、電子メールによる情報の受付や窓口の周知を統一的に実施するよう指示すること。(農林水産省)
- ⑤ 農政局・事務所が受け付けた疑義情報の処理について、自己点検等の確実な実施を徹底するとともに、内部監査を実施すること。また、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、現地確認を迅速に実施するとともに、その旨を 110 番マニュアルに明記し、その結果について点検する仕組みを設けること。(農林水産省)

表 2-① 国等における食品表示に係る情報の受付窓口

区 分	窓口の種類 【関係府省】	設 置 場 所	受 付 対 象
国の機関	食の安全ダイヤル 【内閣府食品安全委員会】	事務局内（１）	食品の安全性に関する情報提供、問い合わせ、意見等
	食品表示 110 番 【農林水産省】	本省、農政局・事務所 （47）、センター（７）	食品表示に関する情報
	食品安全情報相談室 【厚生労働省】	食品衛生協会（以下 「食衛協会」という。） （４）	食品衛生に関する苦情等
	情報受付窓口 【厚生労働省】	地方厚生局・支局等 （９）	健康増進法に係る質問・相談・申告
	情報受付窓口 【公正取引委員会】	事務総局、地方事務 所・支所等（８）	景品表示法に係る質問・相談・申告
	一元的な相談窓口 【厚生労働省・農林水産省】	食衛協会・センター （６）	食品表示に関する相談等
都道府県 市町	① JAS法担当部局では、農林水産省の取組に準じ、食品表示 110 番等を設置 ② 食品衛生法・健康増進法担当部局では、保健所等において、食品に関する苦情を受付 ③ 景品表示法担当部局では、食品の不当表示に関する申告を受付		

- (注) 1 厚生労働省及び農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 農林水産省の「食品表示 110 番」は、農政局・事務所の表示・規格課及び地域課に設置されている。
 3 「食品安全情報相談室」は、日本食衛協会（月曜日、水曜日及び金曜日）、大阪食衛協会（火曜日及び金曜日）、愛知県食衛協会（木曜日）及び福岡市食衛協会（木曜日）に設けられている。
 4 「一元的な相談窓口」は、日本食衛協会（月曜日）、名古屋センター（火曜日）、センター本部（水曜日）、神戸センター（木曜日）、福岡市食衛協会（木曜日）及び大阪食衛協会（金曜日）に設けられている。

表 2-(1)-① JAS法関係機関の疑義情報・相談受付窓口

区 分	窓口の種類 【関係省】	設 置 場 所	受 付 の 対 象
国の機関	食品表示 110 番 【農林水産省】	本省(1)、農政局・事務所(47)及 びセンター(7)、計 55 か所	偽装表示や不審な食品表示に関する情報、問い合わせ等
都道府県 市町	食品表示 110 番 等	都道府県の JAS 法担当部局 宮城県内の全 36 市町及び広島県 内 23 市町のうちの 13 市町の J A S 法担当部局	同 上

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 全国の都道府県のうち、宮城県が県内すべての市町村に、また、広島県が一部の市町に「一市町村内のみ」に展開する店舗を所有する事業者」に対する指導権限を委任しているため、これらの市町に食品表示 110 番等が設けられている。

表 2-(1)-② 食品表示 110 番の受付実績の推移

(単位：件、%)

年度		平成 16 ①	17	18	19 ②	増加率 ②/① ×100
北海道農政事務所	受付件数	354	504	553	1,146	323.7
	うち疑義情報	31 (8.8)	43 (8.5)	42 (7.6)	173 (15.1)	558.1
東北農政局	受付件数	563	542	533	594	105.5
	うち疑義情報	24 (4.3)	47 (8.7)	37 (6.9)	109 (18.4)	454.2
東京農政事務所	受付件数	748	773	628	1,058	141.4
	うち疑義情報	28 (3.7)	42 (5.4)	77 (12.3)	278 (26.3)	992.9
北陸農政局	受付件数	688	328	292	377	54.8
	うち疑義情報	86 (12.5)	17 (5.2)	19 (6.5)	38 (10.1)	44.2
東海農政局	受付件数	463	844	1,113	2,155	465.4
	うち疑義情報	37 (8.0)	86 (10.2)	44 (4.0)	164 (7.6)	443.2
大阪農政事務所	受付件数	596	657	618	1,055	177.0
	うち疑義情報	45 (7.6)	105 (16.0)	52 (8.4)	173 (16.4)	384.4
広島農政事務所	受付件数	355	426	291	667	187.9
	うち疑義情報	28 (7.9)	26 (6.1)	24 (8.2)	103 (15.4)	367.9
香川農政事務所	受付件数	105	146	140	204	194.3
	うち疑義情報	6 (5.7)	10 (6.8)	8 (5.7)	31 (15.2)	516.7
福岡農政事務所	受付件数	393	392	590	1,158	294.7
	うち疑義情報	33 (8.4)	28 (7.1)	49 (8.3)	211 (18.2)	639.4
計	受付件数	4,265	4,612	4,758	8,414	197.3
	うち疑義情報	318 (7.5)	404 (8.8)	352 (7.4)	1,280 (15.2)	402.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、受付件数全体に占める疑義情報件数の割合を示す。

表 2-(1)-③ 食品表示 110 番の情報の受付方法及び窓口の周知方法

調査対象機関		疑義情報等の受付方法					窓口の周知方法							
		電話	FAX	電子メール	郵便	来訪	ホームページ	パンフレット	ポスター	説明会等	電話帳	巡回調査	メールマガジン	広報誌
北海道農政事務所	表示・規格課	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	—	—	—
	地域課(11)	○	○	—	○	○	○	—	—	○	—	—	—	—
東北農政局	表示・規格課	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	地域課(4)	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
東京農政事務所	表示・規格課	○	○	○専	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—
	地域課(1)	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	—
北陸農政局	表示・規格課	○	○	○専	○	○	○	—	—	○	○	—	○	—
	地域課(3)	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—
東海農政局	表示・規格課	○専	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	—
	地域課(4)	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪農政事務所	表示・規格課	○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—
	地域課(2)	○	○	—	○	○	—	—	○	—	—	—	—	○
広島農政事務所	表示・規格課	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	—
	地域課(3)	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—
香川農政事務所	表示・規格課	○	○	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—
	地域課(2)	○	○	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—
福岡農政事務所	表示・規格課	○専	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	—	—
	地域課(4)	○	○	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成 20 年 8 月から 11 月までの実地調査により把握した状況。
 3 「専」は専用ダイヤル又は専用アドレスにより受け付けているものを示す。

表 2-(1)-④ 進行管理責任者の選任とその業務内容

<p>① 進行管理責任者は、受付者以外の管理職を原則とする。</p> <p>② 食品表示 110 番受付カード、進行工程管理チェックシート、都道府県等への回付通知書の写し、受領書等を事案ごと一括して管理し、当該機関の食品表示 110 番対応の全体の進捗よくをチェックする。</p> <p>③ 受付者が情報を受け付けて、食品表示 110 番受付カード及び進行工程管理チェックシートに必要事項を記載した後にその報告を受け、確認項目をチェックし、不備があれば受付者に指示し、訂正させる。</p> <p>④ 受付者が他機関への情報回付を行う必要があると認めた場合、進行工程管理チェックシートに必要事項を記載した後にその報告を受け、その内容を確認した上で、回付させる。</p> <p>⑤ 受付者が他機関への情報回付を行った後、進行工程管理チェックシートに必要事項を記載した後にその報告を受け、その内容を確認する。</p> <p>⑥ 上記③から⑤までの手続を行った際には、上司（地方農政事務所にあつては農政事務所長、地方農政局にあつては消費・安全部長）に報告する。</p>
--

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 2-(1)-⑤ 食品表示 110 番で受け付けた情報の「進行工程管理チェックシート」の記載状況

(単位：件、%)

区分 調査対象機関	進行工程管理チェックシートの調査件数 ①	うち記録に不備があるもの ②	(i) 受付者又は進行管理責任者のチェック欄が空欄のままとなり、必要なチェックが行われていないもの	(ii) チェック欄に「×」を付した場合、「記載事項」欄に改善結果等を記載しているが、当該記録がないもの	(iii) 受付者と進行管理責任者が同一となり、ダブルチェックが行われていないもの	(iv) 都道府県等に情報回付した案件であるが、関連する項目に斜線が引かれ、チェックされていないもの	割合 ②/① ×100
北海道農政事務所	10	4	4	0	0	0	40.0
東北農政局	68	1	0	1	0	0	1.5
東京農政事務所	60	1	1	0	0	0	1.7
北陸農政局	42	18	12	5	2	0	42.9
東海農政局	68	39	38	5	0	0	57.4
大阪農政事務所	12	0	0	0	0	0	0.0
広島農政事務所	118	105	10	99	0	11	89.0
香川農政事務所	50	1	0	0	1	0	2.0
福岡農政事務所	124	1	0	0	0	1	0.8
計	552	170	65	110	3	12	30.8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「進行工程管理チェックシートの調査件数」は、9農政局・事務所が、平成19年8月から20年7月までの間に受け付けた疑義情報のうち、当省に提出されたものの件数である。

3 一つのチェックシートで(i)から(iv)までの複数に該当するものがあるため、これらの合計と「うち記録に不備があるもの」とは一致しない場合がある。

表 2-(1)-⑥ 「進行工程管理チェックシート」の記録の不備の内容

調査対象機関	不 備 の 内 容																																																																			
北海道農政事務所	10 件（本課分）の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、「110 番カード」欄の「回付先関係機関は記載されているか」及び「情報回付」欄の一部又はすべての項目について、受付者等及び進行管理責任者のいずれのチェック欄も空欄のものが 4 件みられた。これらはすべて他機関へ回付を必要としない事案であるが、本欄に該当しないことを示す「/」印が記入されていない。																																																																			
東北農政局	68 件（本課：60 件、地域第一課：5 件、地域第二課：3 件）の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、「情報提供者」欄の「匿名の場合連絡手段は確保しているか」の項目に、受付者及び進行管理責任者ともに「×」を付しているものが 1 件みられたが、「記載事項」欄に記載することとされている改善結果等の記録がない。																																																																			
東京農政事務所	60 件（本課分）の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、「情報回付」欄の「回付先（都道府県）からの受領の確認を行っているか」、「標準処理期間（5 日以内）を超えていないか」及び「原因検証及び対応策がなされているか」の計 3 項目が、受付者及び進行管理責任者ともに空欄のものが 1 件みられ、必要なチェックが行われていない。																																																																			
北陸農政局	42 件（本課：38 件、地域第一課：3 件、地域第二課：1 件）の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、うち 18 件について、次のとおり、記録に不備があるものがみられた。 ① 受付者等又は進行管理責任者のチェック欄が空欄のままとなっている箇所があり、必要なチェックが行われていないもの（12 件） i) 受付者及び進行管理責任者ともにチェック欄が空欄のもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>項 目 の 内 容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">情報記録</td> <td rowspan="9">110 番カード</td> <td>システム入力はしているか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>記載漏れ及び誤字脱字はないか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>相談分類に誤りはないか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>疑義情報を正確（5W1H）に記載してあるか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>該当法令に誤り（他法令疑義）はないか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>類似情報（同一業者、同一情報提供者等）確認したか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>回付先関係機関は記載されているか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>提供された資料等は添付されているか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>記録内容のダブルチェックをしているか</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">情報回付</td> <td>管轄機関確定</td> <td>管轄機関の確定は正確であるか</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしているか</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>回付状況</td> <td>回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>処理期間</td> <td>標準処理期間（5 日以内）を超えていないか</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>超過案件</td> <td>原因検証及び対応策がなされているか</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">延 べ 件 数</td> <td>40 件</td> </tr> </tbody> </table> ii) 進行管理責任者のチェック欄が空欄のもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>項 目 の 内 容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報回付</td> <td>処理期間</td> <td>標準処理期間（5 日以内）を超えていないか</td> <td>2 件</td> </tr> </tbody> </table> ② 確認項目が適切に行われていなければ、チェック欄に「×」印を付し、改善した結果を「記載事項」欄に記載することとされているにもかかわらず、「記載事項」欄に記載がないもの（5 件） i) 受付者、進行管理責任者ともにチェック欄に「×」印を記載しているもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>項 目 の 内 容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">情報受付</td> <td rowspan="3">情報提供者</td> <td>住所・氏名・連絡先・職業・属性は把握しているか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>匿名の場合連絡手段は確保しているか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>（内部告発者など）公益通報者ではないか</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>基本事項説明</td> <td>食品表示 110 番の趣旨説明及び J A S 法の説明をしたか</td> <td>1 件</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数	情報記録	110 番カード	システム入力はしているか	1 件	記載漏れ及び誤字脱字はないか	1 件	相談分類に誤りはないか	1 件	疑義情報を正確（5W1H）に記載してあるか	1 件	該当法令に誤り（他法令疑義）はないか	1 件	類似情報（同一業者、同一情報提供者等）確認したか	1 件	回付先関係機関は記載されているか	1 件	提供された資料等は添付されているか	1 件	記録内容のダブルチェックをしているか	3 件	情報回付	管轄機関確定	管轄機関の確定は正確であるか	5 件	事業所等	インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしているか	5 件	回付状況	回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか	7 件	処理期間	標準処理期間（5 日以内）を超えていないか	7 件	超過案件	原因検証及び対応策がなされているか	5 件	延 べ 件 数			40 件	大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数	情報回付	処理期間	標準処理期間（5 日以内）を超えていないか	2 件	大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数	情報受付	情報提供者	住所・氏名・連絡先・職業・属性は把握しているか	1 件	匿名の場合連絡手段は確保しているか	1 件	（内部告発者など）公益通報者ではないか	1 件	基本事項説明	食品表示 110 番の趣旨説明及び J A S 法の説明をしたか	1 件
大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数																																																																	
情報記録	110 番カード	システム入力はしているか	1 件																																																																	
		記載漏れ及び誤字脱字はないか	1 件																																																																	
		相談分類に誤りはないか	1 件																																																																	
		疑義情報を正確（5W1H）に記載してあるか	1 件																																																																	
		該当法令に誤り（他法令疑義）はないか	1 件																																																																	
		類似情報（同一業者、同一情報提供者等）確認したか	1 件																																																																	
		回付先関係機関は記載されているか	1 件																																																																	
		提供された資料等は添付されているか	1 件																																																																	
		記録内容のダブルチェックをしているか	3 件																																																																	
情報回付	管轄機関確定	管轄機関の確定は正確であるか	5 件																																																																	
	事業所等	インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしているか	5 件																																																																	
	回付状況	回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか	7 件																																																																	
	処理期間	標準処理期間（5 日以内）を超えていないか	7 件																																																																	
	超過案件	原因検証及び対応策がなされているか	5 件																																																																	
延 べ 件 数			40 件																																																																	
大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数																																																																	
情報回付	処理期間	標準処理期間（5 日以内）を超えていないか	2 件																																																																	
大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数																																																																	
情報受付	情報提供者	住所・氏名・連絡先・職業・属性は把握しているか	1 件																																																																	
		匿名の場合連絡手段は確保しているか	1 件																																																																	
		（内部告発者など）公益通報者ではないか	1 件																																																																	
基本事項説明	食品表示 110 番の趣旨説明及び J A S 法の説明をしたか	1 件																																																																		

調査対象機関	不 備 の 内 容			
			受付情報の迅速かつ適切に行う旨の説明はしているか	1件
			個人情報や秘密を保持する旨の説明はしているか	1件
			他機関へ情報回付する可能性のある旨の説明はしているか	1件
			調査状況及び進捗状況は不開示である旨の説明はしているか	1件
		受付情報	購入時期、表示内容は把握しているか	1件
			証拠資料等の確認及び提供の有無を確認したか	2件
		その他	面談の場合、複数名で対応したか	1件
	情報記録	110番	回付先関係機関は記載されているか	1件
	カード		記録内容のダブルチェックをしているか	1件
	延 べ 件 数			14件
	ii) 進行管理責任者のチェック欄に「×」が付されているもの			
	大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数
	情報受付	情報提供者	匿名希望ではないか	1件
		基本事項説明	他機関へ情報回付する可能性のある旨の説明はしているか	1件
延 べ 件 数			2件	
③ 受付者と進行管理責任者が同一となっており、ダブルチェックによる進行工程管理が行われていないもの（2件）				
東海農政局	68件（本課：60件、地域課：8件）の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、うち39件について、次のとおり、記録に不備があるものがみられた。			
① 受付者等又は進行管理責任者のチェック欄が空欄のままとなっている箇所があり、必要なチェックが行われていないもの（38件）				
i) 受付者及び進行管理責任者ともにチェック欄が空欄のもの				
大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数	
情報受付	基本事項説明	(現物提供の申し出があった場合) 疑義商品の不受理について説明しているか	1件	
	その他	疑義商品の提供の場合デジカメ等で撮影し保存しているか	1件	
情報記録	110番カード	システム入力しているか	1件	
		記載漏れ及び誤字脱字はないか	1件	
		相談分類に誤りはないか	1件	
		情報を正確（5W1H）に記載してあるか	1件	
		該当法令に誤り（他法令疑義）はないか	1件	
		類似情報（同一業者、同一情報提供者等）確認したか	2件	
		回付先関係機関は記載されているか	3件	
		提供された資料等は添付されているか	3件	
		記録内容のダブルチェックをしているか	1件	
情報回付	管轄機関特定	管轄機関の確定は正確であるか	27件	
(注)	事業所等	インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしているか	26件	
	回付状況	回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか	28件	
	処理期間	標準処理期間（5日以内）を超えていないか	29件	
	超過案件	原因検証及び対応策がなされているか	29件	
延 べ 件 数			155件	
(注) 大分類「情報回付」の5つの項目で計上されている件数のうち、各12件については、				

調査対象機関	不 備 の 内 容																																																																									
	<p>都道府県等の関係機関に回付しているにもかかわらず、当該分類中のすべての項目が空欄となっているものである。</p> <p>ii) 受付者が「○」を付しているが、進行管理責任者のチェック欄が空欄のもの</p> <table border="1" data-bbox="453 304 1455 674"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>項 目 の 内 容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">情報受付</td> <td rowspan="2">受付情報</td> <td>購入時期、表示内容は把握しているか</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>問合せ等に対する回答は適切であるか（注）</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">情報回付</td> <td>管轄機関特定</td> <td>管轄機関の確定は正確であるか</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしているか</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>回付状況</td> <td>回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>処理期間</td> <td>標準処理期間（5日以内）を超えていないか</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>超過案件</td> <td>原因検証及び対応策がなされているか</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td colspan="3">延 べ 件 数</td> <td>31件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当該項目は、110番マニュアルの進行工程管理チェックシートの様式にはないが、東海農政局が独自に設定したものである。</p> <p>② 確認項目が適切に行われていなければ、チェック欄に「×」印を付した場合、改善した結果を「記載事項」欄に記入することとされているにもかかわらず、「記載事項」欄に記載がないもの（5件）</p> <p>i) 受付者及び進行管理責任者ともにチェック欄に「×」が付されているもの</p> <table border="1" data-bbox="453 913 1455 1391"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>項 目 の 内 容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">情報受付</td> <td rowspan="3">情報提供者</td> <td>住所・氏名・連絡先・職業・属性は把握しているか</td> <td>2件 （注）</td> </tr> <tr> <td>匿名希望ではないか</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>匿名の場合連絡手段は確保しているか</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基本事項説明</td> <td>他機関へ情報回付する可能性のある旨の説明はしているか</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>調査状況及び進捗よく状況は不開示である旨の説明はしているか</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>追加情報提供の協力依頼をしたか</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>情報記録</td> <td>110番カード</td> <td>該当法令に誤り（他法令疑義）はないか</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td colspan="3">延 べ 件 数</td> <td>8件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）受付者及び進行管理責任者ともに「△」を記載している1件を含む。</p> <p>ii) 受付者が「○」を付しているが、進行管理責任者が「×」を付しているもの</p> <table border="1" data-bbox="453 1491 1455 1682"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>項 目 の 内 容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">情報受付</td> <td>情報提供者</td> <td>匿名の場合連絡手段は確保しているか</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>受付情報</td> <td>110番カードの項目欄に漏れはないか</td> <td>1件 （注）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">延 べ 件 数</td> <td>2件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）本進行工程管理チェックシートでは、「×」に代えて「？」を記載している。</p>	大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数	情報受付	受付情報	購入時期、表示内容は把握しているか	1件	問合せ等に対する回答は適切であるか（注）	1件	情報回付	管轄機関特定	管轄機関の確定は正確であるか	6件	事業所等	インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしているか	6件	回付状況	回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか	8件	処理期間	標準処理期間（5日以内）を超えていないか	7件	超過案件	原因検証及び対応策がなされているか	2件	延 べ 件 数			31件	大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数	情報受付	情報提供者	住所・氏名・連絡先・職業・属性は把握しているか	2件 （注）	匿名希望ではないか	1件	匿名の場合連絡手段は確保しているか	1件	基本事項説明	他機関へ情報回付する可能性のある旨の説明はしているか	1件	調査状況及び進捗よく状況は不開示である旨の説明はしているか	1件	その他	追加情報提供の協力依頼をしたか	1件	情報記録	110番カード	該当法令に誤り（他法令疑義）はないか	1件	延 べ 件 数			8件	大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数	情報受付	情報提供者	匿名の場合連絡手段は確保しているか	1件	受付情報	110番カードの項目欄に漏れはないか	1件 （注）	延 べ 件 数			2件
大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数																																																																							
情報受付	受付情報	購入時期、表示内容は把握しているか	1件																																																																							
		問合せ等に対する回答は適切であるか（注）	1件																																																																							
情報回付	管轄機関特定	管轄機関の確定は正確であるか	6件																																																																							
	事業所等	インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしているか	6件																																																																							
	回付状況	回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか	8件																																																																							
	処理期間	標準処理期間（5日以内）を超えていないか	7件																																																																							
	超過案件	原因検証及び対応策がなされているか	2件																																																																							
延 べ 件 数			31件																																																																							
大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数																																																																							
情報受付	情報提供者	住所・氏名・連絡先・職業・属性は把握しているか	2件 （注）																																																																							
		匿名希望ではないか	1件																																																																							
		匿名の場合連絡手段は確保しているか	1件																																																																							
	基本事項説明	他機関へ情報回付する可能性のある旨の説明はしているか	1件																																																																							
		調査状況及び進捗よく状況は不開示である旨の説明はしているか	1件																																																																							
その他	追加情報提供の協力依頼をしたか	1件																																																																								
情報記録	110番カード	該当法令に誤り（他法令疑義）はないか	1件																																																																							
延 べ 件 数			8件																																																																							
大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数																																																																							
情報受付	情報提供者	匿名の場合連絡手段は確保しているか	1件																																																																							
	受付情報	110番カードの項目欄に漏れはないか	1件 （注）																																																																							
延 べ 件 数			2件																																																																							
大阪農政事務所	<p>12件（本課：6件、地域第一課：6件（注））の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、記録に不備のあるものはみられなかった。</p> <p>（注）地域第1課の6件については、「1. 情報受付時」部分が添付されていないため、「2. 情報記録～情報回付まで」、「3. 情報回付記録」及び「記載事項」欄のみ確認した。</p>																																																																									

調査対象機関	不 備 の 内 容			
広島農政事務所	118 件（本課：110 件、地域第二課：8 件）の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、うち 105 件について、次のとおり、記録に不備があるものがみられた。			
① 受付者等又は進行管理責任者のチェック欄が空欄のままとなっている箇所があり、必要なチェックが行われていないもの（10 件）				
(受付者等及び進行管理責任者のチェック欄がいずれも空欄のもの)				
大分類	中分類・項目	件数		
情報受付	「情報提供者」欄のすべての項目	10 件		
	「基本事項説明」欄のすべての項目	10 件		
	「受付情報」欄のすべての項目	2 件		
	「その他」欄のすべての項目	3 件		
情報記録	「110 番カード」欄のすべての項目	2 件		
延 べ 件 数		27 件		
② 確認項目が適切に行われていなければ、チェック欄に「×」印を付した場合、改善した結果を「記載事項」欄に記入することとされているにもかかわらず、「記載事項」欄に記載がないもの（99 件）				
(受付者等及び進行管理責任者のチェック欄に「×」印を付しているもの)				
大分類	中分類	項 目 の 内 容	件数	
情報受付	情報提供者	住所・氏名・連絡先・職業・属性は把握しているか	19 件	
		中央ウォッチャーではないか	8 件	
		匿名希望ではないか	18 件	
		匿名の場合連絡手段は確保しているか	15 件	
		相手の属性が何か意識しながら聞いているか	1 件	
	基本事項説明	受付者の所属・氏名を名乗ったか	1 件	
		食品表示 110 番の趣旨説明及び J A S 法の説明をしたか	1 件	
		受付情報の迅速かつ適切に行う旨の説明はしているか	1 件	
		個人情報 は 秘 密 を 保 持 す る 旨 の 説 明 は し て い る か	1 件	
		他機関へ情報回付する可能性のある旨の説明はしているか	1 件	
		健康危害情報の場合の説明（保健所へ回付する旨）をしているか	4 件	
		調査状況及び進ちょく状況は不開示である旨の説明はしているか	1 件	
		(現物提供の申し出があった場合) 疑義商品の不受理について説明しているか	1 件	
		受付情報	受付情報は正確に把握しているか（5W1H）	28 件
			業者の名称・住所・連絡先は把握しているか	7 件
			購入時期、表示内容は把握しているか	27 件
			不適正表示内容は把握しているか	23 件
			情報提供者に応じた弾力的な対応をしているか	6 件
	金品の要求には応じられない旨の説明をしているか		70 件	
	証拠資料等の確認及び提供の有無を確認したか		36 件	
	健康危害情報ではないか		15 件	
	その他	疑義商品の提供の場合デジカメ等で撮影し保存しているか	63 件	
		面談の場合複数名で対応したか	6 件	
		双方の事実確認の認識に齟齬がないか（情報提供者との再確認）	1 件	
		個人情報を回付してよいか確認したか	13 件	
		追加情報提供の協力依頼をしたか	2 件	

調査対象機関	不 備 の 内 容																									
	情報記録	110 番カード	情報を正確（5W1H）に記載してあるか	26 件																						
			類似情報（同一業者、同一情報提供者等）を確認したか	14 件																						
			回付先関係機関は記載されているか	18 件																						
			提供された資料等は添付されているか	7 件																						
			記録内容のダブルチェックをしているか	6 件																						
	情報回付	事業所等	インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしてしているか	7 件																						
		回付状況	回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか	9 件																						
	延 べ 件 数				456 件																					
	<p>③ 都道府県等の関係機関に情報回付しているにもかかわらず、「情報回付」欄の関連する項目のチェック欄に斜線が記載されており受付者及び進行管理責任者による確認が行われていないもの（11 件）</p>																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">中分類</th> <th style="width: 60%;">項 目 の 内 容</th> <th style="width: 20%;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管轄機関特定</td> <td>管轄機関の確定は正確であるか</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>事業所等</td> <td>インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしてしているか</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>回付状況</td> <td>回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>処理期間</td> <td>標準処理期間（5 日以内）を超えていないか</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>超過案件</td> <td>原因検証及び対応策がなされているか</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">延 べ 件 数</td> <td>19 件</td> </tr> </tbody> </table>					中分類	項 目 の 内 容	件数	管轄機関特定	管轄機関の確定は正確であるか	2 件	事業所等	インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしてしているか	2 件	回付状況	回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか	11 件	処理期間	標準処理期間（5 日以内）を超えていないか	2 件	超過案件	原因検証及び対応策がなされているか	2 件	延 べ 件 数		19 件
	中分類	項 目 の 内 容	件数																							
管轄機関特定	管轄機関の確定は正確であるか	2 件																								
事業所等	インターネット、登記簿、過去の疑義情報等は参考にしてしているか	2 件																								
回付状況	回付先（都道府県）から受領の確認を行っているか	11 件																								
処理期間	標準処理期間（5 日以内）を超えていないか	2 件																								
超過案件	原因検証及び対応策がなされているか	2 件																								
延 べ 件 数		19 件																								
香川農政事務所	50 件の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、「受付者等」と「進行管理責任者」が同一者となっており、ダブルチェックによる進行管理が行われていないものが 1 件みられた。																									
福岡農政事務所	124 件（本課：91 件、地域第一課：33 件）の進行工程管理チェックシートの記録を調査したところ、都道府県に回付しているにもかかわらず、「回付状況」欄の「回付先（都道府県）からの受領の確認を行っているか」の項目に斜線が記載され、チェックが行われていないものが 1 件みられた。																									

（注）当省の調査結果による。

表 2-(1)-⑦ 疑義情報の回付期間

(単位：件、日間、%)

区分 調査対象機関	受付件数 ①	回付に要した期間											6日間以上要している(標準処理期間を超えている)件数 ②	平均	割合 ②/① ×100
		5日間以内					6日以上								
		当日	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日間	8日間	9日間	10日間以上	10日間以上の日数			
北海道農政事務所	88	18	23	8	8	14	5	5	1	1	5	(11日間, 11日間, 31日間, 31日間, 31日間)	17	4.4	19.3
東北農政局	120	56	38	18	6	2	0	0	0	0	0	-	0	1.8	0.0
東京農政事務所	183	84	55	20	10	6	2	1	0	0	5	(12日間, 12日間, 15日間, 19日間, 21日間)	8	2.3	4.4
北陸農政局	37	21	7	4	0	0	0	0	0	0	5	(12日間, 14日間, 28日間, 56日間, 57日間)	5	5.8	13.5
東海農政局	64	43	14	3	2	0	0	0	0	2	0	-	2	1.7	3.1
大阪農政事務所	82	35	35	6	3	1	0	0	0	0	2	(13日間, 13日間)	2	2.0	2.4
広島農政事務所	121	72	32	3	5	6	1	0	0	1	1	(13日間)	3	1.8	2.5
香川農政事務所	49	28	16	2	0	1	2	0	0	0	0	-	2	1.7	4.1
福岡農政事務所	111	76	22	8	5	0	0	0	0	0	0	-	0	1.5	0.0
計	855	433	242	72	39	30	10	6	1	4	18		39	2.3	4.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の回付先がある場合は、回付先ごとに1件として計上している。

3 「回付に要した期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表 2-(1)-⑧ 疑義情報を受け付けてから現地確認を行うまでの期間

(単位：件、日間、%)

調査対象機関等	区分	現地確認件数 ①	現地確認までに要した期間											11日間以上の 日数	7日間以上要 しているもの ②	平均	割合 ②/① ×100	
			当日	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日間	8日間	9日間	10日間	11日間以上					
北海道農政事務所	広域	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	2.7	0.0
	県域	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2.0	0.0
	不明	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
	小計	7	3	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	0	2.3
東北農政局	広域	12	1	4	0	0	0	2	2	0	0	0	3	(20日間, 39日間, 44日間)	5	11.5	41.7	
	県域	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2.7	0.0	
	不明	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	15	1	6	0	1	0	2	2	0	0	0	3	—	—	5	9.7	33.3
東京農政事務所	広域	14	0	5	0	1	1	0	0	2	0	2	3	(30日間, 42日間, 71日間)	7	14.1	50.0	
	県域	8	0	1	1	0	1	1	0	0	1	0	3	(15日間, 25日間, 90日間)	4	19.4	50.0	
	不明	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	22	0	6	1	1	2	1	0	2	1	2	6	—	—	11	16.0	50.0
北陸農政局	広域	8	1	2	1	0	0	1	0	1	1	0	1	(24日間)	3	6.9	37.5	
	県域	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	(11日間, 11日間, 12日間)	3	7.4	60.0	
	不明	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	13	2	3	1	0	0	1	0	1	1	0	4	—	—	6	7.1	46.2
東海農政局	広域	10	1	2	2	1	1	0	0	0	1	0	2	(35日間, 36日間)	3	10.0	30.0	
	県域	4	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	—	—	2	5.0	50.0
	不明	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	14	2	2	2	1	2	0	2	0	1	0	2	—	—	5	8.6	35.7
大阪農政事務所	広域	10	3	1	0	4	0	0	0	0	1	0	1	(27日間)	2	5.7	20.0	
	県域	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	(16日間)	1	11.0	50.0	
	不明	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	12	3	1	0	4	0	1	0	0	1	0	2	—	—	3	6.6	25.0
広島農政事務所	広域	8	1	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	—	—	3.1	0.0	
	県域	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	1.3	0.0	
	不明	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2.5	0.0	
	小計	14	4	4	3	2	0	1	0	0	0	0	0	—	—	—	2.5	0.0
香川農政事務所	広域	5	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	(32日間)	1	8.0	20.0	
	県域	4	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	2.3	0.0	
	不明	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	1.0	0.0	
	小計	10	4	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1	—	—	1	5.0	10.0
福岡農政事務所	広域	22	4	5	6	2	1	1	0	1	0	0	2	(18日間, 82日間)	3	7.2	13.6	
	県域	11	4	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2	(50日間, 56日間)	2	11.3	18.2	
	不明	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2.3	0.0	
	小計	36	8	9	9	3	1	1	0	1	0	0	4	—	—	5	8.1	13.9
計	広域	92	14	23	12	10	3	6	2	4	3	2	13	—	—	24	8.5	26.1
	県域	45	12	10	4	2	3	2	2	0	1	0	9	—	—	12	8.6	26.7
	不明	6	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	2.2	0.0
合計	143	27	36	18	12	6	8	4	4	4	2	22	—	—	36	8.3	25.2	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 9農政局・事務所において、平成19年8月から20年7月までに受け付けた疑義情報の中から、現地確認を行っている案件について計上した。

表 2-(2)-① 疑義情報の受付から現地確認までの期間（9 都道府県食品衛生法担当部局）

（単位：件、日間、％）

区分 調査 対象機関	現地 確認 件数 ①	現地確認までに要した期間															
		当日	2 日間	3 日間	4 日間	5 日間	6 日間	7 日間	8 日間	9 日間	10 日間	11 日間 以上	11 日間以上 の日数	7 日間以 上 要して いるもの ②	平均	割 合 ②/① ×100	
北海道	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	3.0	0.0
宮城県	17	6	4	4	0	1	1	0	1	0	0	0	-	1	2.6	5.9	
東京都	35	17	6	4	1	2	0	0	2	0	1	2	(11 日間, 24 日間)	5	3.3	14.3	
石川県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	(11 日間, 15 日間)	2	13.0	100.0	
愛知県	20	9	2	1	1	1	1	2	1	1	0	1	(32 日間)	5	4.7	25.0	
大阪府	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	-	0	3.0	0.0	
広島県	14	6	0	2	1	1	0	1	2	0	0	1	(57 日間)	4	7.2	28.6	
香川県	23	8	5	2	1	0	0	0	2	1	0	4	(11 日間, 19 日間, 21 日間, 37 日間)	7	6.1	30.4	
福岡県	45	21	10	2	3	3	2	0	1	0	1	2	(13 日間, 40 日間)	4	3.5	8.9	
計	163	67	31	16	8	8	5	3	9	2	2	12		28	4.3	17.2	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 9 都道府県の食品衛生法担当部局において、平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間に受け付けた疑義情報のうち、現地確認を行った案件について計上した。

表 2-(2)-② 疑義情報の受付から現地確認までの期間（9 市区食品衛生法担当部局）

（単位：件、日間、％）

区分 調査 対象機関	現地 確認 件数 ①	現地確認までに要した期間														
		当日	2 日間	3 日間	4 日間	5 日間	6 日間	7 日間	8 日間	9 日間	10 日間	11 日間 以上	11 日間以上 の日数	7 日間以 上 要して いるもの ②	平均	割 合 ②/① ×100
札幌市	41	11	10	3	1	1	2	3	1	0	0	9	(11 日間, 11 日間, 12 日 間, 13 日間, 16 日間, 19 日間, 19 日間, 19 日 間, 20 日間)	13	5.6	31.7
仙台市	27	12	4	2	0	3	2	2	0	0	0	2	(11 日間, 17 日間)	4	3.5	14.8
世田谷区	18	6	2	2	3	1	0	1	1	0	1	1	(12 日間)	4	3.9	22.2
金沢市	12	8	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1.5	0.0
名古屋市	40	21	8	4	2	2	3	0	0	0	0	0	-	0	2.1	0.0
大阪市	7	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	-	0	1.7	0.0
広島市	32	8	8	4	6	0	2	1	1	1	0	1	(16 日間)	4	3.5	12.5
高松市	14	8	2	1	0	0	1	0	1	0	0	1	(31 日間)	2	4.3	14.3
福岡市	23	10	6	2	1	0	1	0	1	0	0	2	(16 日間, 20 日間)	3	3.6	13.0
計	214	88	45	18	15	7	11	7	5	1	1	16		30	3.6	14.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、9 市区の食品衛生法担当部局において、平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までに受け付けた疑義情報のうち、現地確認を行っている案件を計上している。

表 2-(2)-③ 食品衛生法担当部局における疑義情報の回付期間（9 都道府県）

（単位：件、日間、％）

区分 調査対象機関等		回付 件数 ①	回付に要した期間											平均	割 合 ②/① ×100	
			当日	2 日間	3 日間	4 日間	5 日間	6 日間	7 日間	8 日間	9 日間	10日 間以上	6日間以上要 しているもの ②			
北海道	食衛法	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.3	0.0
	JAS法	11	8	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.4	0.0
宮城県	なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	食衛法	10	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	0.0
	JAS法	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	6.0	100.0	
石川県	JAS法	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
愛知県	食衛法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
	JAS法	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
	景表法	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
大阪府	食衛法	48	16	10	8	9	1	1	2	0	0	1	4	2.8	8.3	
広島県	食衛法	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
	JAS法	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
	景表法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
香川県	食衛法	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2	0.0	
	JAS法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
	その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.0	0.0	
福岡県	食衛法	4	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2.5	0.0	
計	食衛法	76	37	14	11	9	1	1	2	0	0	1	4	2.3	5.3	
	JAS法	35	30	2	1	0	0	2	0	0	0	0	2	1.4	5.7	
	景表法	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	
	その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.0	0.0	
合 計		115	70	17	12	9	1	3	2	0	0	1	6	2.0	5.2	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 9 都道府県の食品衛生法担当部局において、平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間に受け付けた疑義情報のうち、関係機関に対する回付に要した期間が判明したものについて計上した。
 3 複数の回付先がある場合、回付先ごとに計上した。
 4 10 日間以上要した大阪府の 1 件は、14 日間であった。
 5 「回付に要した期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表 2-(2)-④ 食品衛生法担当部局における疑義情報の回付期間（9市区）

（単位：件、日間、％）

区分 調査対象機関等		回付 件数 ①	回付に要した期間											平均	割合 ②/① ×100
			当日	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日間	8日間	9日間	10日間以上	6日間以上要しているもの ②		
札幌市	食衛法	7	2	1	0	1	1	0	0	1	0	1	2	4.7	28.6
	JAS法	4	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2.0	0.0
	景表法	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0	0.0
仙台市	食衛法	16	8	4	2	1	0	1	0	0	0	0	1	2.0	6.3
	JAS法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0
世田谷区	食衛法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0
金沢市	食衛法	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3.5	0.0
	JAS法	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0
名古屋市	食衛法	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0
	JAS法	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.5	0.0
大阪市	食衛法	10	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1.6	0.0
	JAS法	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	7.0	50.0
広島市	食衛法	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2.5	0.0
	JAS法	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4.0	0.0
	その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0
高松市	食衛法	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0
福岡市	食衛法	3	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	4.3	0.0
	JAS法	4	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2.5	0.0
計	食衛法	47	21	10	5	6	2	1	0	1	0	1	3	2.5	6.4
	JAS法	19	9	2	5	1	1	0	0	0	0	1	1	2.5	5.3
	景表法	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0	0.0
	その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0
合計		68	31	12	11	7	3	1	0	1	0	2	4	2.5	5.9

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 9市区の食品衛生法担当部局において、平成19年8月から20年7月までの間に受け付けた疑義情報のうち、関係機関に対する回付に要した期間が判明したものについて計上した。
 3 複数の回付先がある場合は、回付先ごとに1件として計上した。
 4 10日間以上要した札幌市の1件は12日間、大阪市の1件は11日間であった。
 5 「回付に要した期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表 2-(3)-① 情報提供・相談受付窓口の受付状況（7 地方厚生局）

(単位：件)

地方厚生局		年月	平成 20 年 4 月	5 月	6 月	7 月	計
北海道	申 告		0	3	1	1	5
	うち健康食品に関するもの		0	1	0	0	1
東 北	申 告		21	2	2	8	33
	うち健康食品に関するもの		4	0	1	1	6
関東信越	申 告		0	1	0	1	2
	うち健康食品に関するもの		0	1	0	1	2
東海北陸	申 告		2	3	0	2	7
	うち健康食品に関するもの		2	3	0	2	7
近 畿	申 告		3	1	0	2	6
	うち健康食品に関するもの		2	0	0	1	3
中国四国	申 告		8	10	12	6	36
	うち健康食品に関するもの		2	2	4	0	8
九 州	申 告		3	2	3	3	11
	うち健康食品に関するもの		3	2	2	2	9
計	申 告		37	22	18	23	100
	うち健康食品に関するもの		13	9	7	7	36

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(3)-② 健康増進法担当部局における情報提供・相談受付窓口の受付状況（9 都道府県健康増進法担当部局）

(単位：件)

都道府県		年月	平成 20 年 4 月	5 月	6 月	7 月	計
宮城県	申 告		2	5	3	2	12
	うち健康食品に関するもの		1	4	1	2	8
愛知県	申 告		2	1	1	3	7
	うち健康食品に関するもの		2	0	1	2	5
大阪府	申 告		17	18	26	22	83
	うち健康食品に関するもの		9	10	15	8	42
広島県	申 告		1	1	1	1	4
	うち健康食品に関するもの		0	0	0	1	1
福岡県	申 告		1	0	0	0	1
	うち健康食品に関するもの		0	0	0	0	0
計	申 告		23	25	31	28	107
	うち健康食品に関するもの		12	14	17	13	56

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象とした9都道府県のうち、北海道、東京都、石川県及び香川県については、上記の4か月間、受付実績がなかった。

表 2-(3)-③ 情報提供・相談受付窓口の受付状況（9市区健康増進法担当部局）

（単位：件）

市・区		年月	平成 20 年 4 月	5 月	6 月	7 月	計
札幌市	申 告		4	2	4	3	13
	うち健康食品に関するもの		1	1	0	3	5
名古屋市	申 告		23	4	21	16	64
	うち健康食品に関するもの		不明	不明	不明	不明	不明
大阪市	申 告		34	28	18	53	133
	うち健康食品に関するもの		16	6	5	11	38
広島市	申 告		1	0	0	0	1
	うち健康食品に関するもの		1	0	0	0	1
高松市	申 告		0	2	1	3	6
	うち健康食品に関するもの		0	0	0	0	0
福岡市	申 告		0	0	0	2	2
	うち健康食品に関するもの		0	0	0	0	0
計	申 告		62	36	44	77	219
	うち健康食品に関するもの		18	7	5	14	44

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象とした9市区のうち、仙台市、金沢市及び世田谷区については、上記の4か月間、受付実績がなかった。
 3 名古屋市では「健康食品に関するもの」として分類・集計していないため、実績を把握できなかった。
 4 大阪市の受付実績には、他の関係機関から回付されたものを含んでいる。

表 2-(3)-④ 関係機関に対する情報の回付に長期を要している例

区分	受付年月日	回付年月日	回付先	受付から回付までの期間	該当法令
調査対象機関					
関東信越厚生局	平成 20 年 5 月 29 日	平成 20 年 6 月 16 日	東京都薬事監視課	13 日間	薬事法
九州厚生局	平成 20 年 6 月 18 日	平成 20 年 7 月 17 日	関東信越厚生局	22 日間	薬事法、健康増進法
北海道	平成 20 年 4 月 7 日	平成 20 年 4 月 24 日	札幌市保健所	14 日間	健康増進法
	平成 20 年 7 月 4 日	平成 20 年 7 月 28 日	同上	16 日間	同上
大阪府	平成 20 年 2 月 1 日	平成 20 年 6 月 9 日	姫路市保健所	87 日間	同上

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 「受付から回付までの期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表 2-(4)-① 公正取引委員会事務総局・地方事務所・支所が回付を受けた疑義情報の回付元機関別件数

(単位：件)

区 分	平成19 年8月	9月	10月	11月	12月	平成20 年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
国の機関	1	0	1	0	4	0	1	0	3	1	6	2	19
都道府県	1	1	1	1	0	0	0	0	1	3	1	2	11
市町村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	2	1	2	1	4	0	1	1	4	4	7	4	31

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-② 公正取引委員会事務総局・地方事務所・支所が疑義情報を受けてから措置を行うまでの期間

(単位：件、日間)

調査 対象機関	件数	措置までに要した期間											平均
		当日	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日間	8日間	9日間	10日間 以上		
公正取引委員 会事務総局	12	3	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0	3.1
東北事務所	9	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5.6
中部事務所	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15.0
近畿中国四国 事務所	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14.5
中国支所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	49.0
九州事務所	5	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2.2
計	31	14	4	2	1	1	1	2	0	0	0	6	6.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 公正取引委員会事務総局、地方事務所及び支所において、平成19年8月から20年7月までの間に、他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報31件を計上した。

3 北海道事務所及び四国支所については、この間、該当がなかった。

4 「措置までに要した期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表 2-(4)-③ 公正取引委員会事務総局・地方事務所・支所における疑義情報の回付先機関別件数

(単位：件)

区 分	平成19 年8月	9月	10月	11月	12月	平成20 年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
国の機関	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
都道府県	1	0	4	1	3	4	2	2	0	1	0	3	21
市町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	2	0	4	1	4	4	2	3	0	1	0	3	24

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-④ 公正取引委員会事務総局・地方事務所・支所における疑義情報の回付期間

(単位：件、日間)

調査対象機関等		区分	回付 件数	回付までに要した期間			
				8日間	9日間	10日間 以上	平均
公正取引委員会事務総局	景表法	6	0	0	6	41.3	
北海道事務所	景表法	1	0	0	1	34.0	
中部事務所	景表法	5	0	0	5	25.6	
近畿中国四国事務所	景表法	3	0	0	3	47.3	
中国支所	景表法	1	0	0	1	49.0	
四国支所	景表法	2	0	0	2	17.0	
	食衛法	2	1	0	1	11.0	
九州事務所	景表法	4	0	0	4	24.5	
計	景表法	22	0	0	22	33.3	
	食衛法	2	1	0	1	11.0	
合 計		24	1	0	23	31.5	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 公正取引委員会事務総局、地方事務所及び支所において、平成 19 年 8 月から 20 年 7 月までの間に受け付けた疑義情報のうち、関係機関に当該情報を回付した案件を計上した。
 3 東北事務所については、この間、該当がなかった。
 4 「回付までに要した期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表 2-(4)-⑤ 消費者庁が回付を受けた疑義情報の回付元機関別件数

(単位：件)

区 分	平成 21 年 9 月	10 月	11 月	12 月	平成 22 年 1 月	計
国の機関	2	0	3	6	0	11
都道府県	1	1	0	0	1	3
計	3	1	3	6	1	14

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-⑥ 消費者庁が疑義情報を受けてから措置を行うまでの期間

(単位：件、日間)

調査 対象機関	区分 件数	措 置 ま で に 要 し た 期 間										
		当日	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日間	8日間	9日間	10日間 以上	平均
消費者庁	14	1	1	0	1	0	1	1	0	1	8	14.5

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 消費者庁及び公正取引委員会 8 地方事務所において、平成 21 年 9 月から 22 年 1 月までの間に他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報 14 件について計上した。
 3 「措置までに要した期間」は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

表2-(4)-⑦ 消費者庁における疑義情報の回付先機関別件数

(単位：件)

区分	平成21年9月	10月	11月	12月	平成22年1月	計
国の機関	0	0	2	0	1	3
都道府県	0	1	2	0	1	4
計	0	1	4	0	2	7

(注) 当省の調査結果による。

表2-(4)-⑧ 消費者庁における疑義情報の回付期間

(単位：件、日間)

区分 調査対象機関等		回付 件数	回付に要した期間										平均
			当日	2日 間	3日 間	4日 間	5日 間	6日 間	7日 間	8日 間	9日 間	10日 間以上	
消費者庁	景表法	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	9.0
	その他	4	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2.5
計		7	1	2	0	1	2	0	0	0	0	0	5.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、消費者庁及び公正取引委員会8地方事務所において、平成21年9月から22年1月までの間に受け付けた疑義情報のうち、関係機関に当該情報を回付した7件について計上した。